

核軍縮の最前線から

～ N P T 準備委員会から垣間見えるもの～

2019年5月25日
長崎大学核兵器廃絶研究
センター(RECNA)
中村桂子

本日の話

- ◆はじめに：
準備委員会のしくみ
- ◆核軍縮への逆風の中で
- ◆核兵器国は何を主張したのか
- ◆非核兵器国は何を主張したのか



https://recnanpt2019.wordpress.com/

RECNA NPT Blog 2019

第10号 (総括) (2) 2020年に向けて： 消えない不安 (2019年5月12日)

2019年のNPT再検討会議準備委員会は、第9号の総括にみるように、2020年再検討会議への勧告文に合意することができず、結局議長によるワーキングペーパーとして提出されることになった。一方で、会議全体としては、議長の選出やプロセスについての合意が得られるなど、再検討会議に向けて、最低限の準備ができたともいえる会議となった。はたして、本会議が2020年再検討会議により布石となったのか、また今後の核軍縮・不拡散情勢にどのような示唆を与えたのか。今回の会議を総括してみたい。

2019年5月						
月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
◀ 4月						

NPTの重要性は確認された

会議全体で、再確認されたことは「NPTは、世界の核軍縮・不拡散レジームにとって重要なものである」（議長の最終ペーパー）という考え方であった。これは核兵器国・非核兵器国、同盟国、非同盟諸国の如何にかかわらず、すべての参加国が同意した重要な確認事項であった。また、最後に2020年再検討会議の議長に選ばれた、アルゼンチンのラファエ

検索

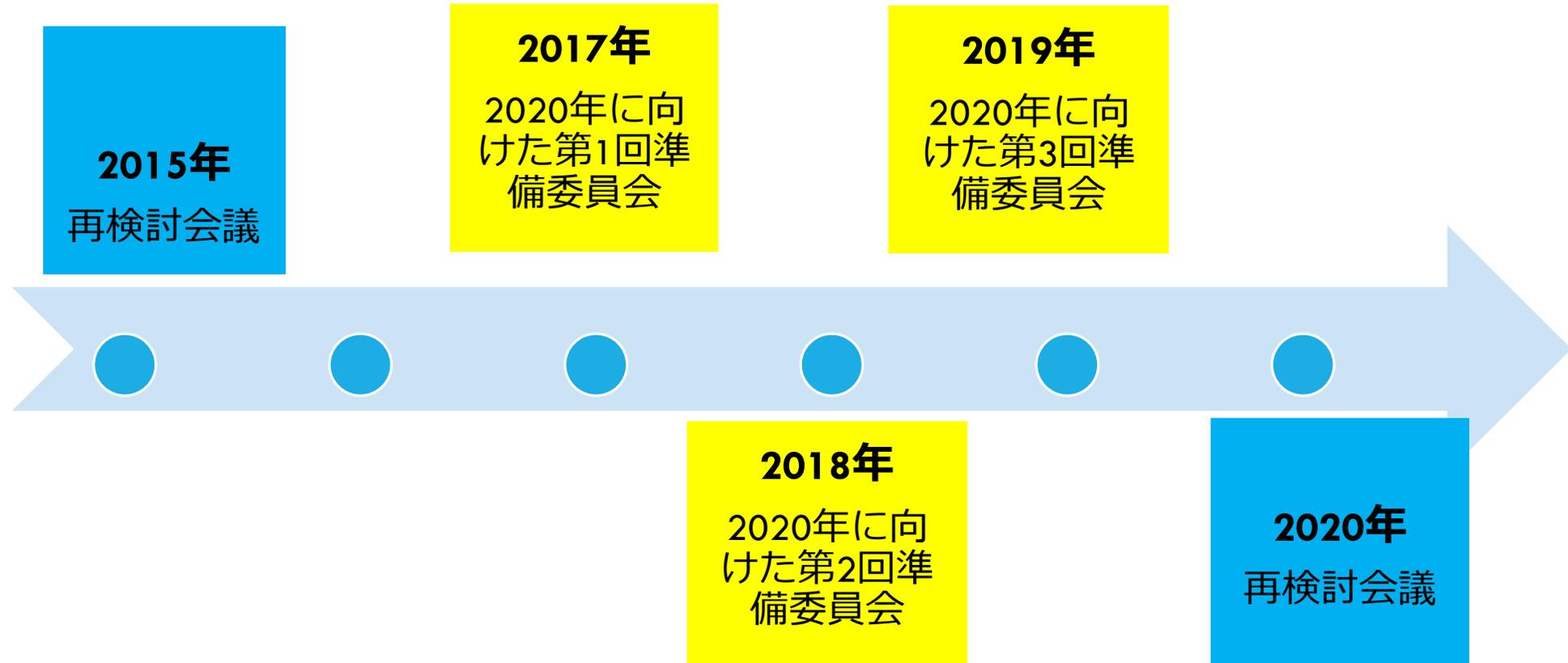
RECNA NPTブログ

<https://recnanpt2019.wordpress.com/>

NPTの5年間の再検討サイクル

5年に一度の「再検討会議」（3本柱のそれぞれについて運用状況を確認し、さらに前進させるための具体的な措置を検討する会議）（約1ヶ月間）

そのあいだに3回の「準備委員会」（約2週間）



2019年準備委員会(4月29日～5月10日):議事の流れ



サイド議長(マレーシア)

Mr. Syed Mohamad Hasrin Aidid

開会

一般討論 (General Debate)

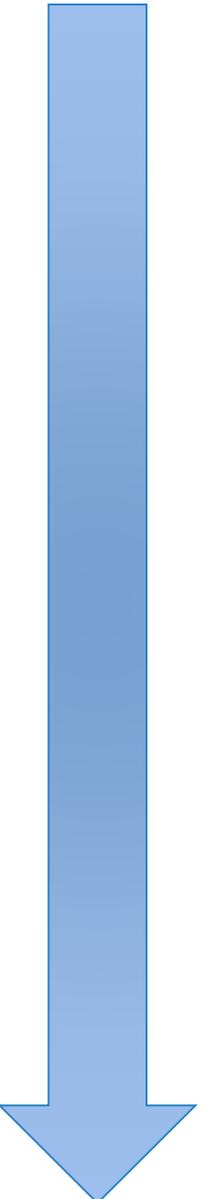
NGOの意見表明セッション

クラスター I :核軍縮
(特定問題1:核軍縮と消極的安全保証)

クラスター II :核不拡散、地域問題
(特定問題2:中東非大量破壊兵器地帯)

クラスター III :原子力の平和利用
(特定問題3:条約脱退問題など)

再検討会議に向けた準備/
事務報告書・勧告の作成と採択/閉会



2019年準備委員会(4月29日～5月10日):議事の流れ

開会

一般討論 (General Debate)

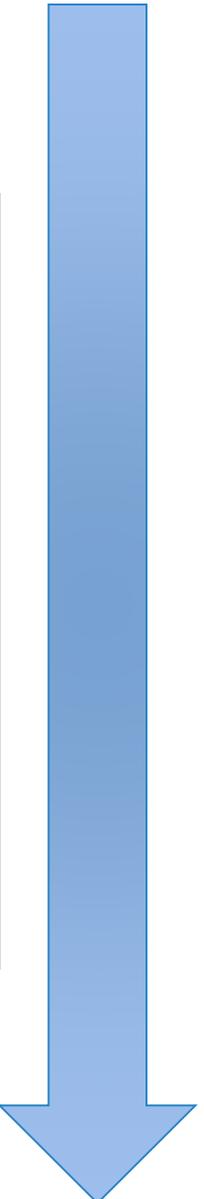
- 手続き事項の決定(再検討会議の議長選出、暫定議題など)
- 勧告は採択されず。議長のまとめによる作業文書として来年の再検討会議へ

(付定問題・未解決返問題など)

再検討会議に向けた準備/
事務報告書・**勧告の作成と採択** / 閉会

サイド

Mr. Syed Mohamad Hasrin Aidid



NPT (核不拡散条約)とは

- 1968年署名開放、1970年発効
- 締約国数:191 (非締約国:インド、パキスタン、イスラエル、南スーダン。北朝鮮は2003年に脱退宣告)
- 「核兵器国」(米、ロ、英、仏、中の5カ国)と「非核兵器国」

■核不拡散

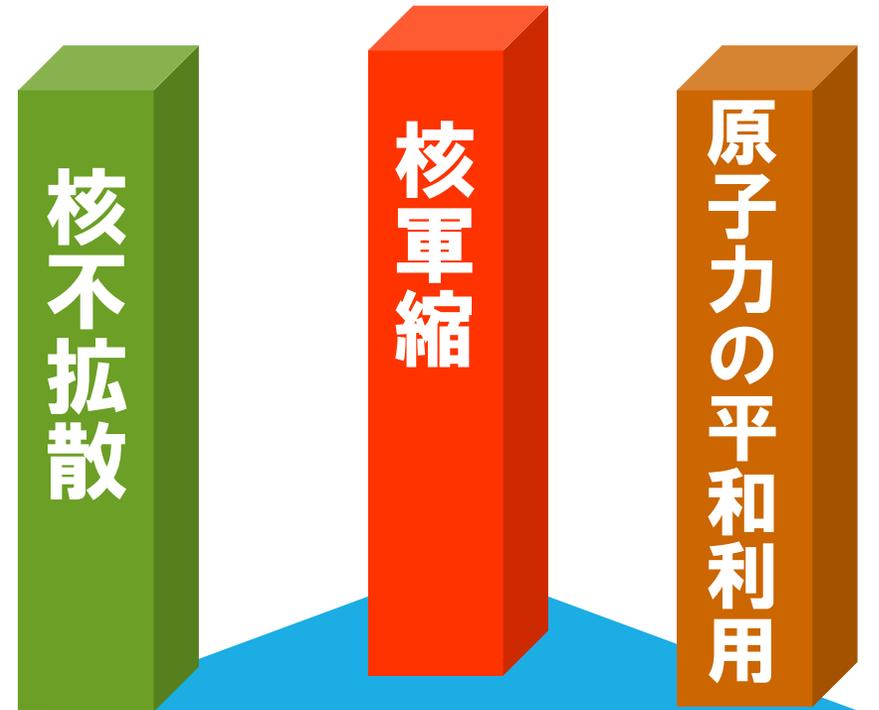
「非核兵器国」は核兵器を保有、開発、取得等をしない(第2条)。「核兵器国」は拡散をさせない(第1条)。

■核軍縮

締約国は「誠実に核軍縮交渉を行う義務」がある(第6条)。

■原子力の平和利用

平和利用は締約国の「奪い得ない権利」と規定(第4条)。「非核兵器国」は、軍事利用への転用防止のため、IAEA保障措置(査察)を受けなければならない(第3条)。



NPTの三本柱

最終文書 (FINAL DOCUMENT)

➤ 再検討会議において、**全会一致（コンセンサス）**で採択される（合意に失敗する場合もある）。

➤ 近年の進展：

1995年 再検討・延長会議

→ 「NPT延長に関する決定」「条約の再検討プロセスの強化に関する決定」「核不拡散と核軍縮のための原則と目標に関する決定」「中東に関する決議」を採択。

2000年 再検討会議

→ 「核軍縮に関する13項目の具体的措置」を含む最終文書を採択。

2005年 再検討会議→最終文書の採択ならず

2010年 再検討会議

→ 「64項目の行動計画」を含む最終文書を採択。中東決議の履行に向けた具体的措置に合意。

2015年 再検討会議→最終文書の採択ならず

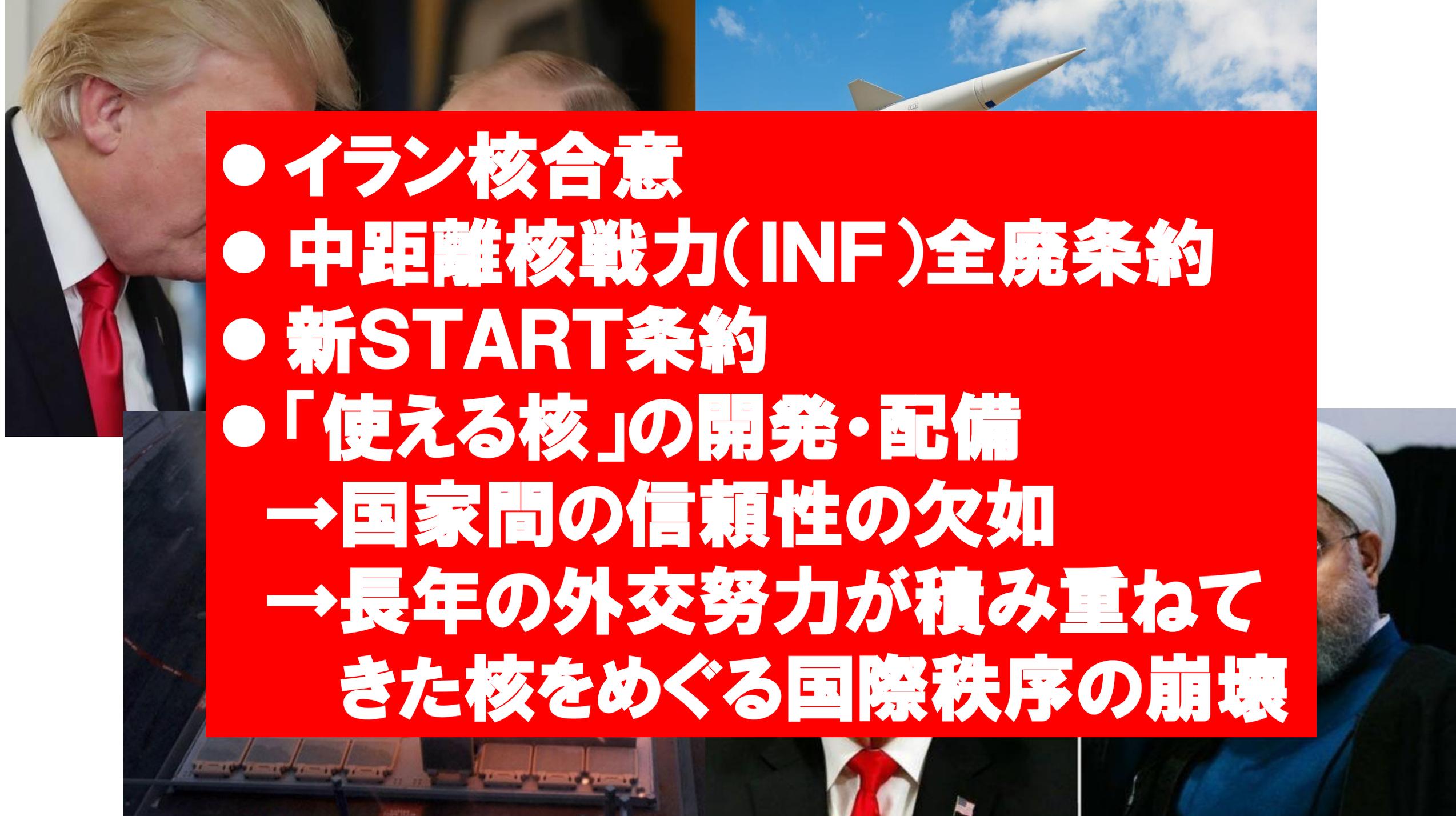
64項目の「行動計画」 (一部抜粋)

行動1 : すべての締約国は、**NPT及び核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求する**ことを誓約する。

行動3 : 保有核兵器の完全廃棄を達成するとの核兵器国による明確な約束の履行において、**核兵器国は、一方的、二国間、地域的、また多国間の措置を通じ、配備・非配備を含むあらゆる種類の核兵器を削減し、究極的に廃棄するため、いっそうの努力を行う**ことを誓約する。

行動4 : **ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、戦略兵器削減条約の早期発効ならびに完全履行を追求することを誓約する。両国は、保有核兵器のいっそうの削減を達成するための爾後の措置について議論を継続する**よう奨励される。



- 
- **イラン核合意**
 - **中距離核戦力(INF)全廃条約**
 - **新START条約**
 - **「使える核」の開発・配備**
 - **国家間の信頼性の欠如**
 - **長年の外交努力が積み重ねてきた核をめぐる国際秩序の崩壊**



**2017年7月7日、核兵器を全面的に違法とする
歴史的な「核兵器禁止条約」が122カ国の賛
成をもって採択される**

「国際安全保障環境における最近の動向は、冷戦中・冷戦後に生まれた諸条約や諸合意、取り決めに脅かしている。核兵器にいっそうの重きが置かれている。保有核兵器を抑制しようとする動きは弱まり、一部は崩壊の途にある。各国は過去に合意した(核軍縮と不拡散の)原則と目標にさえ背を向けている。」

一中満 泉 国連軍縮問題上級代表



<https://s3.amazonaws.com/unoda-web/wp-content/uploads/2019/04/HROpeningremarksPCIINPT29042019-21.pdf>

世界の市民社会

核兵器に依存しない政策をとる非核兵器国

約150カ国

9カ国

核兵器保有国

非核兵器国でありつつも、拡大核抑止力(「核の傘」)の依存する国々

約30カ国



米国の新しい「核軍縮」イニシアティブ 「核軍縮のための環境作り」(CEND)

- 「ステップ・バイ・ステップ」は「行き詰まっている」。
- 「安全かつ持続的な未来の『核なき世界』への前進を妨げている安全保障環境の改善に向けた方途を模索するための新しい対話」(米国のステートメントより)
- 「CEND作業グループ」会議を今夏にワシントンDCで開催
 - 「核兵器保有のインセンティブを下げるために、安全保障環境をいかに変えることができるか」
 - 「不拡散努力を活性化させ、核軍縮に向けた信頼を回復させるためにどうすべきか」etc.



ロバート・ウッド軍縮大使

非核兵器国や市民社会からの批判:「核軍縮は**義務**だ」

- 「一部の国からは、国際安全保障環境が悪化しているから核軍縮を前進させることはできない、機が熟すまで待つべきだ、といった主張が出されている。それは違う。アイルランド外相が本年のジュネーブ軍縮会議(CD)で述べたように、『多国間核軍縮は贅沢品ではない。それらは平和や安全保障の見通しが悪化しているときにこそその緊急性が高まる必需品』なのだ。」 —アイルランド政府代表
- 「我々の共通の目標であるNPT第6条(核軍縮)の完全履行を達成するために、新たな措置が必要だということは我々も十分承知している。核兵器禁止条約こそが、その方向に向けた、多国間合意に基づく法的な道のりとなる。」 —オーストリア政府代表

世界の市民社会

核兵器に依存しない政策をとる非核兵器国

核兵器保有国

非核兵器国でありつつも、拡大核抑止力(「核の傘」)の依存する国々

橋渡しし?

